第3回定例会議事日程(第4号)

第	1	議案第43号	いちき串木野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について									
第	2	議案第44号	いちき串木野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の									
			利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改									
			正する条例の制定について									
第	3	議案第45号	鹿児島県後期高齢者医療広域連合規約の一部改正について									
第	4	国特予算議案第3	号 令和6年度いちき串木野市国民健康保険特別会計補正予算(第2									
			号)									
第	5	介特予算議案第2	号 令和6年度いちき串木野市介護保険特別会計補正予算(第1号)									
第	6	後特予算議案第2	号 令和6年度いちき串木野市後期高齢者医療特別会計補正予算(第									
			1 号)									
第	7	請願第3号	地方財政の充実・強化に関する意見書の提出を求める請願									
第	8	議案第46号	いちき串木野市過疎地域産業開発促進条例の一部を改正する条例の制									
		定について										
第	9	予算議案第3号	令和6年度いちき串木野市一般会計補正予算(第4号)									
追加日程第1 意見書案第1号 地方財政の充実・強化に関する意見書の提出について												
第 1	0	議案第47号	令和5年度いちき串木野市一般会計決算認定について									
第 1	1	議案第48号	令和5年度いちき串木野市国民健康保険特別会計決算認定について									
第 1	2	議案第49号	令和5年度いちき串木野市介護保険特別会計決算認定について									
第 1	3	議案第50号	令和5年度いちき串木野市後期高齢者医療特別会計決算認定について									
第 1	4	議案第51号	令和5年度いちき串木野市水道事業剰余金の処分について									
第 1	5	議案第52号	令和5年度いちき串木野市水道事業会計決算認定について									
第 1	6	議案第53号	令和5年度いちき串木野市下水道事業剰余金の処分について									
第 1	7	議案第54号	令和5年度いちき串木野市下水道事業会計決算認定について									
第 1	8	議案第55号	いちき串木野市市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部を									
			改正する条例の制定について									
第 1	9	予算議案第4号	令和6年度いちき串木野市一般会計補正予算(第5号)									
第 2	O	議案第56号	いちき串木野市教育委員会委員の任命について									
第 2	1	閉会中の継続審査について										
第 2	2	閉会中の継続調査について										
第 2	23 議員派遣について											
本日の会議に付した事件												
議事日程に同じ												

本会議第4号(10月3日)(木曜)

出	席議員	1	5 /	名																		
	1番		F	\exists	畑	和	彦	君				9	番		大さ	;野	_	美	Ā	計		
	2番		Ī	西	田	憲	智	君			1	0	番		濵	田		尚	Ā	計		
	3番		ř	高	木	章	次	君			1	1 1	番		東		育	代	Ā	計		
	4番		Ž	I	口	祥	子	君	\$		1	12番 竹		竹之	竹之内		勉	₹				
	5番		ī	吉	留	良	三	君			1	3 7	番		下追	田田	良	信	Ā	計		
		6番	柞	公	崎	幹	夫	君			1	$4^{\frac{1}{4}}$	番		原	П	政	敏	Ā	計		
		7番	F	\exists	中	和	矢	君			1	5 =	番		福	田	清	宏	Ā	計		
8番				(欠	員)						1	6	番		中	里	純	人	₹			
欠席議員 なし なし																						
局			長		石	元	謙	吾	君	主						查	礻	申	薗	敦	子	君
補	補		佐		岩	下	敬	史	君	主						查	扌	畐	谷	和	也	君
説明のため出席した者の職氏名																						
市			長		中	屋	謙	治	君	企	<u> </u>	画	政		課	長	Į.	Ц	﨑	達	治	君
副	市		長		出	水	喜	三彦	君	財		更	女	誹	1	長	-	曼	畑	正	博	君
教	育		長		相	良	_	洋	君	教		育		務	課	長	Ī	吉	永	康	彦	君
総	務	課	長		岡	田	錦	也	君	消			[J	5		長	-	下	池	裕	美	君

令和6年10月3日午前10時00分開議

△開 議

〇議長(中里純人君) これより本日の会議を開き ます。

> △報 告

〇議長(中里純人君) まず、報告します。

去る9月27日までに受理した陳情・要望書等は、 お手元に配付した陳情配付文書表及び要望書等配付 文書表のとおりであります。

また、監査委員から報告のあった7月分及び8月 分の例月出納検査の結果並びに監査報告第1号及び 第2号、市長から報告のあった令和5年度いちき串 木野市健全化判断比率について、及び令和5年度い ちき串木野市資金不足比率についての写しをお手元 に配付してあります。

△日程第1~日程第9

議案第43号~予算議案第3号一 括上程

○議長(中里純人君) それでは、日程第1、議案 第43号から日程第9、予算議案第3号までを一括し て議題とします。

まず、総務厚生委員長の報告を求めます。

「総務厚生委員長吉留良三君登壇」

〇総務厚生委員長(吉留良三君) おはようござい ます。報告いたします。

私ども総務厚生委員会に付託されました案件は、 単行議案3件、予算議案4件、請願1件の計8件で あります。

去る9月11日に委員会を開催し、審査が終了しま したので、その審査経過の概要と結果について御報 告申し上げます。

まず、議案第43号いちき串木野市国民健康保険条 例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律等の一部を改正す る法律の施行に伴い、被保険者証が廃止されるため 改正しようとするものであります。

説明によりますと、今回の条例改正は、被保険者 証の廃止により被保険者証の交付に関して規定がな されている条項の改正及び附則の追加をするもので、 施行期日は、改正国民健康保険法の施行期日である 本年12月2日とのことであります。

審査の中で、本市の国民健康保険加入者で既にマ イナンバーカードを所持し、保険証の利用登録がで きている方はどのくらいいるのかと質したところ、 令和6年6月時点で国保加入者が5,048人、そのう ちマイナ保険証を登録されている方が3,698人、登 録率は73.26%との答弁であります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきもの と決しました。

次に、議案第44号いちき串木野市行政手続におけ る特定の個人を識別するための番号の利用等に関す る法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部 を改正する条例の制定についてであります。

本案は、子ども・子育て支援法等の一部を改正す る法律の施行に伴い、児童手当の所得制限が撤廃さ れるため、改正しようとするものであります。

説明によりますと、児童手当の支給要件である所 得制限が撤廃され、一定所得以上の者に対する特例 給付が廃止されることから、特例給付を引用してい る文言を整理するとのことであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきもの と決しました。

次に、議案第45号鹿児島県後期高齢者医療広域連 合規約の一部改正についてであります。

本案は、被保険者証が廃止されることに伴い、鹿 児島県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正す ることについて協議するため、議会の議決を求めら れたものであります。

説明によりますと、鹿児島県後期高齢者医療広域 連合規約第4条の広域連合の処理する事務において、 別表1にある被保険者証と資格証明書が廃止される となることから、資格確認書などに改めるとのこと であります。

なお、施行日は保険証が廃止となる本年12月2日 であります。

本案は、全会一致で可決すべきものと決しました。 次に、予算議案第3号令和6年度いちき串木野市 一般会計補正予算(第4号)中、委員会付託分につ いてであります。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出 それぞれ5億5,500万2,000円を追加し、歳入歳出予 算の総額を歳入歳出それぞれ184億3,138万8,000円 とするほか、第2条で債務負担行為の補正、第3条 で地方債の補正をするものであります。

それでは、まず、歳入の主なるものについて申し 上げます。

18款繰入金2項3目ふるさと寄附金基金繰入金750万円は、ホテルアクシアくしきのの修繕助成事業の補正に伴い、同基金から繰入金を追加するものであります。

19款1項1目繰越金は、前年度繰越金4億2,901万7,000円の追加であります。

21款 1 項市債5,800万円は、公園整備事業債を新たに計上するほか、道路整備事業債及び梅雨前線豪雨により被災した道路河川、農業・林業施設等に関わる災害復旧債の追加であります。

なお、今回の補正により、令和6年度末の市債残 高は158億9,654万2,000円の見込みとなり、そのう ち、60.9%、96億7,435万8,000円が交付税措置され る見込みであります。

次に、歳出の主なるものについて申し上げます。

2款総務費1項1目一般管理費の市制施行20周年記念事業91万1,000円の追加は、令和7年10月の市制施行20周年記念事業を実施するに当たり、記念事業の一つとして、これまでの歩みと本市の魅力を発信するためのPR動画を作成するものであります。

審査の中で、今回作成するPR動画の効果的な活用を期待したいがいかがかと質したところ、記念式典のみの放映だけでなく、市のPR動画として活用していく。内容については、イベント、観光、食などを取り入れ、市外から本市への移住・定住を考えている方などに見ていただきたいとの答弁であります。

同じく総務費1項5目財産管理費の市債管理基金・公共施設整備等基金積立金3億2,000万円の計

上は、地方財政法第7条の規定に基づき、令和5年度決算の実質収支額6億2,645万7,000円の2分の1以上の額となる3億2,000万円について、市債管理基金に2億円、公共施設整備等基金に1億2,000万円積み立てるものであります。

なお、今回の補正により、令和6年度末の市債管 理基金残高を24億8,764万4,000円、公共施設整備等 基金残高を3億4,367万8,000円と見込んでいるとの ことであります。

同じく総務費1項7目国際交流事業費の外国人留学生支援事業103万2,000円の追加は、将来、本市に就職することを条件に、外国人留学生の学費等を負担している市内の企業等に対し、その経費を補助し、留学生の生活の安定及び学業支援を行うとともに、企業等の人材確保を図るものであります。

審査の中で、事業所への事業の周知をどのように 行っているかと質したところ、神村学園の日本語学 科や先に留学生の支援制度をつくっていた事業所と 連携協力しながら、説明会を開催するなど、制度の 周知を行っているとの答弁であります。

3款民生費3項1目生活保護総務費の生活保護システム改修事業173万4,000円の計上は、生活保護法の改正により、高校卒業後に就職する者に対しての新生活の立ち上げ費用を支給できるようになったことや就労自立給付金の算定方法が改正になったことに伴う生活保護システムの改修委託料であります。

次に、第2条債務負担行為の補正は、今回の補正 予算に計上されている市制施行20周年記念事業につ いて、2か年にわたるため、令和7年度における債 務負担行為を追加するものであります。

次に、第3条地方債の補正は、公園整備事業債の 追加、道路整備事業債など3事業債の限度額を変更 するものであります。

本案中、委員会付託分は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、国特予算議案第3号令和6年度いちき串木 野市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額

を歳入歳出それぞれ38億2,506万円とするものであります。

補正の内容は、歳出において、8款諸支出金1項 2目償還金20万6,000円の追加で、令和5年度出産 育児一時金臨時補助金及び特定健康診査等負担金の 精算に伴う国庫及び県支出金の返還金であります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、介特予算議案第2号令和6年度いちき串木 野市介護保険特別会計補正予算(第1号)について であります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億503万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億3,100万8,000円とするものであります。

補正の内容は、歳出において、7款諸支出金1項 2目償還金3億503万9,000円の追加は、令和5年度 介護給付費負担金等の精算に伴い、交付金等を返還 するものであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、後特予算議案第2号令和6年度いちき串木 野市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)に ついてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ213万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億7,637万1,000円とするものであります。

補正の主なる内容は、歳出において、2款1項1 目後期高齢者医療広域連合納付金210万円の追加で、 令和5年度会計の出納整理期間中に徴収した令和5 年度分の被保険者保険料等を広域連合へ納付するも のであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第3号地方財政の充実・強化に関する 意見書の提出を求める請願についてであります。

本件は、いちき串木野市別府3,672、上迫田守氏から提出されたものであります。

請願の趣旨は、地方公共団体には少子高齢化の進

展に伴う社会保障制度の整備や子育て施策、DX化、物価高騰対策などへの対応が求められている。こうした地方への財源対応について、政府は2021年度の地方一般財源水準を2024年度まで確保するとしてきたが、増大する行政需要、また不足する人員体制に鑑みれば、今後はより積極的な財源確保が求められる。

2025年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、現行の地方一般財源水準の確保から一歩踏み出し、日本全体として求められている賃上げ基調に相応する人件費の確保まで含めた地方財政を実現するよう求めるものであります。

こうした観点から、地域公共交通の再構築など増 大する地方自治体の財源需要を的確に把握し、現行 の水準にとどまらない、より積極的な地方財源の確 保、充実を図ること。地域医療の確保、介護や生活 困窮者の自立支援など、急増する社会保障ニーズが 自治体の一般行政費を圧迫していることから、地方 単独事業分も含めた十分な社会保障経費の拡充を図 ること。また、地方交付税の法定率を引き上げるな ど、臨時財政対策債に頼らない地方財政の確立に取 り組むことなどについて、国に対し意見書の提出を 求めるものであります。

本件は、全会一致で採択すべきものと決しました。 以上で、総務厚生委員会に付託されました案件に ついて、審査結果の概要と結果についての報告を終 わります。

○議長(中里純人君) これから、総務厚生委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(中里純人君) 質疑なしと認めます。

これより討論・採決に入りますが、予算議案第3 号については、2常任委員長の報告に対する質疑を 終結するまで保留しますので、御了承願います。

まず、議案第43号いちき串木野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(中里純人君) 討論なしと認め、採決しま

す。

本案に対する委員長の報告は可決であります。 本案は、委員長報告のとおり決定することに御異 議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(中里純人君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。 次に、議案第44号いちき串木野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について討論はありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中里純人君) 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。 本案は、委員長報告のとおり決定することに御異 議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(中里純人君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。 次に、議案第45号鹿児島県後期高齢者医療広域連 合規約の一部改正について討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中里純人君) 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。 本案は、委員長報告のとおり決定することに御異 議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(中里純人君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は可決されました。

次に、国特予算議案第3号令和6年度いちき串木 野市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中里純人君) 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。 本案は、委員長報告のとおり決定することに御異 議ありませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(中里純人君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。 次に、介特予算議案第2号令和6年度いちき串木 野市介護保険特別会計補正予算(第1号)について 討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中里純人君) 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。 本案は、委員長報告のとおり決定することに御異 議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(中里純人君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。 次に、後特予算議案第2号令和6年度いちき串木 野市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)に ついて討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中里純人君) 討論なしと認め、採決しま

本案に対する委員長の報告は可決であります。 本案は、委員長報告のとおり決定することに御異 議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(中里純人君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。 次に、請願第3号地方財政の充実・強化に関する 意見書の提出を求める請願について討論はありませ んか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中里純人君) 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は採択であります。 本案は委員長報告のとおり決定することに御異議 ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中里純人君) 異議なしと認めます。 したがって、本案は採択されました。 次に、産業教育委員長の報告を求めます。 「産業教育委員長田畑和彦君登壇」

○産業教育委員長(田畑和彦君) おはようございます。

私ども産業教育委員会に付託されました案件は、 単行議案1件、予算議案1件、請願1件の計3件で あります。

去る9月12日に委員会を開催し、請願1件を除き 審査が終了しましたので、その審査経過の概要と結 果について、御報告申し上げます。

まず、議案第46号いちき串木野市過疎地域産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴い、条文を整理しようとするものであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、予算議案第3号令和6年度いちき串木野市 一般会計補正予算(第4号)中、委員会付託分につ いてであります。

それでは、歳出の主なるものについて申し上げます。

7款商工費1項4目観光費の総合イベント助成事 業補助金600万円は、交流人口の拡大及び地域経済 の活性化に資すると認められるイベント等に対して 行う補助金を追加するものであります。

説明によりますと、上期に採択したイベントが8件1,750万円、下期に開催予定のイベントを約850万円と見込んでいるとのことであります。

審査の中で、昨年度、補助金全額を概算払いしたことにより問題が生じたが、今年度は反省材料を活かした支払い方法となっているかと質したところ、 概算払いは事前に必要と思われる経費分のみを認め、 支出するよう見直したとの答弁であります。

また、同目のホテルアクシアくしきの修繕助成事業750万円は、建物老朽化に伴う雨漏り対策及び内装改修等に対し、追加して助成するものであります。

審査の中で、ホテルアクシアくしきのに関する契約について質したところ、平成28年10月に株式会社ホテル旅館マネジメントと建物については無償譲渡、

土地については10年間無償貸与の契約をしている。 令和3年から株式会社ホテル旅館マネジメントが現 在の運営会社である株式会社アクシアと建物の賃貸 借契約を結んでいるとの答弁であります。

また、無償譲渡した建物に対して修繕費を助成するような契約内容があるのかと質したところ、本来は建物の所有者が修繕すべきであるが、コロナ禍等で非常に経営が厳しい時期もあり、修理ができなかった部分があるため、やむを得ず助成することとした。契約の中で宿泊施設に使用するという用途制限を設けており、用途制限、土地の無償貸付けの期限が令和8年9月となっている。この契約した期間において、運営を継続するために最低限必要な応急処置分について計上させていただいたとの答弁であります。

さらに、この施設は本市にとってなじみ深く、なくてはならない施設である。今後の在り方について総合的に考え方をまとめていく必要があるのではと質したところ、市として必要な施設を継続するに当たり、選択肢を検討すべき時期に来ている。市が何らかの関わりを持って、ある程度の経費を負担すると考えた場合、今後の運営主体と施設の形態が課題と思われる。この課題について早急に検討していきたいとの答弁であります。

そのほか、委員から慎重に協議し、しつかり見極め、今後の方向性を質していくべき旨の意見や、必要な施設であることは承知しているが、市が助成すべきであるか疑問に思う。しつかりと取決めをし、契約すべきであるなどの意見が述べられたのであります。

同じく7目食のまち推進費の6次産業化推進事業280万円は、地元産の農林水産物などを活用し、加工・販売・サービスなどに新たな付加価値を生み出す6次産業化に取り組む個人・団体に対して行う補助で、4件の決算を見込み、追加するものであります。

8款土木費2項1目道路維持費の橋梁長寿命化事業1,100万円は、補助金交付決定に伴う東海大橋の工事費の追加であります。

説明によりますと、令和4年度から長寿命化の修

繕を実施してきた東海大橋は、今年度で計画した全 ての修繕工事を完了する予定とのことであります。

10款教育費1項4目教育振興費の薩摩スチューデント基金積立金1,000万円は、鹿児島プロフーズ株式会社からの教育支援寄附金受入れに伴い、基金への積立金を追加するものであります。

審査の中で、薩摩スチューデント奨学プログラムの利用状況について質したところ、現在登録している方は12名、そのうち11名が奨学ローンを利用しているとの答弁であります。

同じく6項1目保健体育総務費のスポンサー広告 事業55万円の計上は、男子バレーボールVリーグに 所属し、本市とサブタウン協定を締結しているフラ ーゴラッド鹿児島の選手が着用するユニフォームに 市名を掲載し、PRを図るための経費であります。

説明によりますと、今年10月から予定されている リーグ戦28試合とその他のイベント等で1年間着用 される予定とのことであります。

11款災害復旧費1項1目農業施設災害復旧費963 万3,000円及び2目林業施設災害復旧費446万7,000 円、2項1目道路河川等災害復旧費1,434万円は、 いずれも6月20日から21日にかけての梅雨前線豪雨 により被災した農林業施設及び道路河川等の復旧を 行うための災害復旧費の追加であります。

本案は、付託分について、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、産業教育委員会に付託されました案件について、審査経過の概要と結果についての報告を終わります。

○議長(中里純人君) これから、産業教育委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(中里純人君) 質疑なしと認めます。

これより討論・採決に入ります。

まず、議案第46号いちき串木野市過疎地域産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定について、 討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(中里純人君) 討論なしと認め、採決しま

す。

議ありませんか。

本案に対する委員長の報告は可決であります。 本案は、委員長報告のとおり決定することに御異

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中里純人君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。 これより、保留いたしておりました予算議案第3 号について討論・採決に入ります。

予算議案第3号令和6年度いちき串木野市一般会計補正予算(第4号)について、討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中里純人君) 討論なしと認め、採決します。

本案に対する2常任委員長の報告はいずれも可決 であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異 議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(中里純人君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。 ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時43分

○議長(中里純人君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

ただいま総務厚生委員長から、意見書案第1号地 方財政の充実・強化に関する意見書の提出について が提出されました。

この際、これを日程に追加し、追加日程第1として議題といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(中里純人君) 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第1号地方財政の充実・強 化に関する意見書の提出についてを日程に追加し、 議題とすることに決定しました。 △追加日程第1 意見書案第1号

○議長(中里純人君) 追加日程第1、意見書案第 1号地方財政の充実・強化に関する意見書の提出に ついてを議題といたします。

総務厚生委員長に趣旨説明を求めます。

「総務厚生委員長吉留良三君登壇」

○総務厚生委員長(吉留良三君) ただいま議題と されました意見書案第1号地方財政の充実・強化に 関する意見書の提出について、趣旨説明を申し上げ ます。

今、地方公共団体には、急激な少子・高齢化に伴う社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、感染症対策、DX化、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたり新たな役割が求められています。加えて、急激に進められている自治体システムの標準化や多発化する大規模災害への対応も迫られております。

政府はこれまで「骨太方針2021」に基づき、2021 年度の地方一般財源水準を2024年度まで確保することとしてきました。しかし、増大する行政需要、また不足する人員体制に鑑みれば、今後はより積極的な財源確保が求められます。

このため、2025年度政府予算、また地方財政の検 討に当たっては、現行の地方一般財源水準の確保か ら一歩踏み出し、日本全体として求められている賃 上げ基調に相応する人件費の確保まで含めた地方財 政を実現することが重要であります。

このようなことから、政府関係機関に対し、次の 事項を求める意見書を提出しようとするものであり ます。

1、社会保障の充実、地域活性化、DX化、脱炭素化、物価高騰対策、防災・減災、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視しつつ、現行の水準にとどまらない、より積極的な地方財源の確保・充実を図ること。

2、とりわけ子育て対策、地域医療の確保、介護 や生活困窮者の自立支援など、より高まりつつある 社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫して いることから、引き続き地方単独事業分も含めた十 分な社会保障経費の拡充を図ること。特にこれらの 分野を支える人材確保に向けた自治体の取組を十分 に支える財政措置を講じること。

3、地方交付税の法定率を引き上げるなどし、臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地域間の財源偏在性の是正に向けては、所得税や偏在性がより小さい消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。

4、政府が減税政策を行う場合、地方財政に影響が出ないよう、その財源は必ず保障すること。その際は、「国と地方の協議の場」を活用するなどし、特段の配慮を行うこと。

5、「地方創生推進費」として確保されている1 兆円については、現行の財政需要において不可欠な 規模となっていることから、恒久的財源としてより 明確に位置づけること。また、その一部において導 入されている行革努力や取組の成果に応じた算定方 法は、標準的な行政水準を保障するという地方交付 税制度の趣旨に反することから、今後採用しないこ と。

6、会計年度任用職員においては2024年度から勤勉手当の支給が可能となったものの、今後も当該職員の処遇改善や雇用確保が求められることから、引き続きその財政需要を十分に満たすこと。

7、特別交付税の配分に当たり、諸手当等の支給 水準が国の基準を超えている自治体に対して、その 取扱いを理由とした特別交付税の減額措置を行わな いこと。とりわけ地域手当については、全国で同様 の職務を担っているにもかかわらず、支給割合に0 ~20%もの大きな格差が生じていること、近隣自治 体間における支給割合の差により人材確保上の困難 が生じていることから、自治体の自己決定権を尊重 し、特別交付税の減額措置を廃止すること。

8、自治体業務システムの標準化・共通化に向けては、その移行に係る経費と、移行の影響を受けるシステムの改修経費まで含め、デジタル基盤改革支援補助金を拡充するなど、引き続き必要な財源を保障すること。また、戸籍等への記載事項における

「氏名の振り仮名」の追加など、DX化に伴い、地方においてシステム改修や事務負担の増大が想定される際は、十分な財政支援を行うこと。

9、地域の活性化に向けて、その存在意義が改めて重視されている地域公共交通について、公共交通専任担当者の確保を支援するとともに、こども・子育て政策と同様、普通交付税の個別算定項目に位置づけ、一層の施策充実を図ること。

10、人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、提案いたします。

御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げ、 趣旨説明とさせていただきます。

○議長(中里純人君) これから質疑に入ります。 質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(中里純人君) 質疑なしと認めます。

これから討論・採決に入ります。

討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(中里純人君) 討論なしと認め、採決します。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(中里純人君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第10~日程第17

議案第47号~議案第54号一括上 程

○議長(中里純人君) 次に、日程第10、議案第47 号から日程第17、議案第54号までを一括して議題と します。

決算審査特別委員長の報告を求めます。

[決算審查特別委員長松崎幹夫君登壇]

○決算審査特別委員長(松崎幹夫君) おはようご ざいます。 私ども決算審査特別委員会に付託された案件は、 一般会計ほか5会計に係る令和5年度会計決算認定 等議案8件であります。

去る9月18日から20日までの3日間にわたり、議長と監査委員を除く全議員による委員会を開催し、審査が終了しましたので、その審査経過の概要と結果について、御報告申し上げます。

なお、審査に当たり、現地調査を実施し、積極的な審査に努めたところであります。

まず、議案第47号令和5年度いちき串木野市一般会計決算認定についてであります。

決算の収支状況は、歳入において、収入済額は調定額に対して、収入率98.9%の181億2,214万9,280円。歳出において、支出済額は執行率92.6%の174億8,133万9,005円で、歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源1,435万3,000円を差し引いた実質収支額は6億2,645万7,275円となっております。

それでは、歳入から順を追って御報告申し上げます。

まず、1款市税についてであります。令和5年度 決算における市税は、普通税全体で調定額31億791 万7,345円に対し、収入済額では30億4,726万6,786 円で、前年度と比較して、収入済額で359万7,269円 の減となっております。徴収率は98.05%で、前年 度と比較して0.12ポイント減少しております。

また、不納欠損として実人員で119人、金額で515 万4,214円を処分した結果、翌年度への滞納繰越額 は前年度と比較して322万4,847円増の5,549万6,345 円であります。

次に、10款地方交付税についてであります。普通 交付税は前年度に対し4,382万5,000円の増、特別交 付税は前年度に対し1,085万1,000円の増で、臨時財 政対策債発行額を加えた実質的な地方交付税は49億 1,114万8,000円となり、前年度に対し1,347万8,000 円の減となっております。

次に、17款寄附金についてであります。ふるさと 納税寄附金は前年度と比較して、件数で8.2%増の 13万5,339件、金額では12.7%増の18億1,651万 8,000円であります。

説明によりますと、ふるさと納税については総務

省による制度の見直しが続いている中、令和5年度 はさらに経費の捉え方が厳格化されたことから、駆 け込みにより寄附金額は増となった。募集に係る経 費は寄附受入額5割以内と定められたところであり、 経費の節減に努めるとともに、返礼品の開発やお中 元・お歳暮の企画等を実施しながら、寄附の増額を 目指して取り組んでいるとのことであります。

次に、歳出について御報告申し上げます。

まず、2款総務費については、地域少子化対策重 点推進事業のほか、夢中熱中塾事業、洋上風力発電 調査研究事業、企業の誘致促進及び育成に関する条 例に基づく補助金などであります。

審査の中で、空家等実態調査について、令和5年度で市内全域での調査が終了したことになるが、今後、調査結果をどのように活かしていくのかと質したところ、この調査結果を踏まえて、令和6年度に新たに空き家利用促進補助金を創設し、管理されていない空き家の除却や新たな空き家の発生予防、活用に努めている。今後はこの制度をPRしながら、空き家バンクへの登録促進、流通促進を図っていきたいとの答弁であります。

次に、3款民生費については、児童発達支援給付費、生活保護扶助費のほか、住民税非課税世帯に対する物価高騰重点支援給付金事業費、イクボス企業応援助成金などであります。

審査の中で、イクボス企業応援助成金の申請状況 や今後のさらなる促進に向けた周知方法について質 したところ、申請実績は6件で当初見込みより少な かったものの、制度開始前は2社であったイクボス 宣言企業が現在は12社となり、職場で働く従業者を 応援する事業主が増えてきていることから、きっか けづくりに寄与したものと捉えている。今後も広報 紙やホームページで掲載するほか、市内企業に対し ては、本制度の概要について個別に通知するととも に、担当課が企業訪問する際は、制度の紹介も行う など、引き続き周知に取り組んでいきたいとの答弁 であります。

次に、4款衛生費については、出産・子育て応援 事業のほか、環境センターや最終処分場に係る施設 運営維持管理費などであります。 次に、5款労働費については、市立ハローワーク での無料職業紹介所運営事業のほか、働く女性の家 に係る指定管理者委託料などであります。

次に、6款農林水産業費については、かごしまの 農業未来創造支援事業や森林環境譲与税事業、種子 島周辺漁業対策事業補助金などであります。

審査の中で、尻塞川の水門改修を実施したが、水門よりも砂浜のほうが高い位置にあり、今後も水が途中でたまることが考えられるため、さらなる対策が必要なのではないかと質したところ、今後も砂の撤去など川の水を流す作業を行いつつ、適宜状況を確認しながら、改善に向けて対策を検討していきたいとの答弁であります。

また、近年、本市における遠洋マグロ漁船の船籍 数が減少しているが、今後の本市のまちづくりのため、マグロ漁業の振興策を検討していくべきではないかと質したところ、マグロ業界は燃油高騰をはじめ、様々な課題があり、大変厳しい状況にあるが、本市は「まぐろの町」がPRの大きな目玉の一つでもあり、マグロ漁業者の方々と協議、検討を進めながら支援をしていきたいとの答弁であります。

次に、7款商工費については、地域公共交通活性 化事業やエネルギー経費負担軽減支援給付金事業の ほか、燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会いち き串木野市実行委員会負担金、総合イベント助成事 業などであります。

審査の中で、副業人材活用支援補助金は、経営課題の解決に向けて非常に効果的な取組であり、今後さらに様々な分野で活用を促進していく考えはないかと質したところ、副業人材を活用している事業所によると、業務の効率化や販促イベント開催情報のタイムリーな発信など、成果を実感しているとのことである。商工業者だけでなく、どの分野でも副業人材を活用できるよう周知していきたいとの答弁であります。

次に、8款土木費については、土川線など18路線 と東海大橋に係る道路維持工事等及び酔之尾・島平 線など7路線の道路新設改良工事のほか、八房北新 田線排水路整備事業などであります。

審査の中で、地域振興住宅5戸のうち1戸が2年

間空き家のようであるが、条件を緩和して、入居を 促すなど対策は考えられないかと質したところ、継 続的に子どもを持つ世帯が地域に住んでいただける よう建設した経緯があるが、現時点では入居条件に 合う方がいない状況にある。今後は新たな周知方法 等について検討し、入居していただけるよう努めて いきたいとの答弁であります。

次に、9款消防費については、消防庁舎改修事業 や高規格救急自動車の購入、防災行政無線再整備事 業の実施設計業務委託料などであります。

審査の中で、今回、消防庁舎を改修したことにより、今後、女性職員を採用した場合にも対応できるようになったのかと質したところ、これまでの仮眠室はカーテンで仕切られており、必ずしもプライベート空間が確保できていたわけではなかったが、今回の改修で仮眠室を個室化し、また、洗面所・シャワー室・トイレを整備した。特に2階にはこれまでなかった仮眠室2室を設けたほか、シャワー室等も整備しており、女性職員を採用した場合に活用する計画であるとの答弁であります。

次に、10款教育費については、心の教育相談員配置事業や図書館空調設備改修事業のほか、学校給食食材価格高騰対策事業補助金、市立小・中学校の学校給食費無償化事業補助金などであります。

審査の中で、市地域部活動推進事業の進捗状況や 今後の課題について質したところ、令和8年度から の地域部活動実施に向けて、令和6年度から市来中 学校をモデル校とし、令和7年度からは串木野中学 校も含めて実施することにしている。今後の課題と して、人材発掘、指導者間の連携やいずれは保護者 の費用負担が出てくることなどが考えられるとの答 弁であります。

次に、11款災害復旧費については、梅雨前線豪雨の被害に伴う復旧に係るもので、平木場線などの土木施設災害復旧工事のほか、農業施設及び林業施設の災害復旧工事であります。

次に、12款公債費についてであります。令和5年 度末の未償還元金総額は163億5,440万9,596円で、 前年度と比較すると、14億9,327万5,034円の減であ り、令和5年度末時点の交付税措置率は60.6%、前 年度と比較して0.5ポイントの増であります。

本案は、全会一致で認定すべきものと決しました。 次に、議案第48号令和5年度いちき串木野市国民 健康保険特別会計決算認定についてであります。

歳入において、国民健康保険税の徴収率は現年度 分で前年度比0.1ポイント増の98.4%、滞納繰越分 で前年度比5.3ポイント増の23.6%、また実人員で 28人、金額で722万3,622円を不納欠損処分しており ます。

歳出においては、保険給付費、国民健康保険事業 費納付金が主なるもので、歳入から歳出を差し引い た実質収支額は4,728万530円であります。

本案は、全会一致で認定すべきものと決しました。 次に、議案第49号令和5年度いちき串木野市介護 保険特別会計決算認定についてであります。

歳入において、介護保険料の徴収率は前年度比 0.3ポイント増の99.4%であります。歳出は保険給 付費が主なるもので、歳入から歳出を差し引いた実 質収支額は3億5,434万5,075円であります。

本案は、全会一致で認定すべきものと決しました。 次に、議案第50号令和5年度いちき串木野市後期 高齢者医療特別会計決算認定についてであります。

歳入の主なるものは、後期高齢者医療保険料及び 低所得者に対する政令軽減相当額補填分の保険基盤 安定繰入金で、歳出の主なるものは、後期高齢者医 療広域連合への納付金であります。

本案は、全会一致で認定すべきものと決しました。 次に、議案第51号令和5年度いちき串木野市水道 事業剰余金の処分についてであります。

決算により生じた剰余金を処分することについて、地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決を求められたもので、当年度未処分利益剰余金のうち、当年度分純利益6,332万9,441円を減債積立金に積み立てるものであります。

本案は、全会一致で可決すべきものと決しました。 次に、議案第52号令和5年度いちき串木野市水道 事業会計決算認定についてであります。

令和5年度の収益的収支は、収益的収入額6億4,219万2,235円に対し、収益的支出額は5億7,886万2,794円で、差引き6,332万9,441円の当年度純利

益となっております。

令和5年度の主な建設事業は、道路改良工事に伴う老朽管の布設替工事と耐震化事業に伴う平江・袴田・川上内門地区等における配水管布設替工事などであります。

また、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた市民や事業者の負担を軽減するため、基本料金の免除を行い、免除額3,033万2,687円は一般会計からの補助金の繰入れにより補填しております。

本案は、全会一致で認定すべきものと決しました。 次に、議案第53号令和5年度いちき串木野市下水 道事業剰余金の処分についてであります。

決算により生じた剰余金を処分することについて、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求められたもので、当年度未処分利益剰余金のうち5,788万5,856円を減債積立金に積み立て、減債積立金から取り崩した1,100万円を資本金に組み入れるものであります。

本案は、全会一致で可決すべきものと決しました。 次に、議案第54号令和5年度いちき串木野市下水 道事業会計決算認定についてであります。

令和5年度の収益的収支は、収益的収入額5億6,111万8,879円に対し、収益的支出額は4億9,693万3,232円で、差引き6,418万5,647円の当年度純利益となっております。

主な建設事業は、串木野クリーンセンターのストックマネジメント計画の建設工事であります。

本案は、全会一致で認定すべきものと決しました。 以上で、決算審査特別委員会に付託されました案 件について、審査経過の概要と結果についての報告 を終わります。

〇議長(中里純人君) これから、決算審査特別委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(中里純人君) 質疑なしと認めます。

これより討論・採決に入ります。

まず、議案第47号令和5年度いちき串木野市一般会計決算認定について、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中里純人君) 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。 本案は、委員長報告のとおり決定することに御異 議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(中里純人君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は認定することに決定しました。 次に、議案第48号令和5年度いちき串木野市国民 健康保険特別会計決算認定について、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中里純人君) 討論なしと認め、採決しま

本案に対する委員長の報告は認定であります。 本案は、委員長報告のとおり決定することに御異 議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(中里純人君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は認定することに決定しました。 次に、議案第49号令和5年度いちき串木野市介護 保険特別会計決算認定について、討論はありません か。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中里純人君) 討論なしと認め、採決しま

本案に対する委員長の報告は認定であります。 本案は、委員長報告のとおり決定することに御異

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議ありませんか。

〇議長(中里純人君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は認定することに決定しました。 次に、議案第50号令和5年度いちき串木野市後期 高齢者医療特別会計決算認定について、討論はあり ませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中里純人君) 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。 本案は、委員長報告のとおり決定することに御異 議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(中里純人君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は認定することに決定しました。 次に、議案第51号令和5年度いちき串木野市水道 事業剰余金の処分について、討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中里純人君) 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。 本案は、委員長報告のとおり決定することに御異 議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(中里純人君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は可決されました。

次に、議案第52号令和5年度いちき串木野市水道 事業会計決算認定について、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中里純人君) 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中里純人君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は認定することに決定しました。 次に、議案第53号令和5年度いちき串木野市下水 道事業剰余金の処分について、討論はありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中里純人君) 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(中里純人君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は可決されました。

次に、議案第54号令和5年度いちき串木野市下水 道事業会計決算認定について、討論はありませんか。 「「なし」と呼ぶ者あり〕 **○議長(中里純人君)** 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。 本案は、委員長報告のとおり決定することに御異 議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(中里純人君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は認定することに決定しました。

△日程第18~日程第19

議案第55号~予算議案第4号一 括上程

○議長(中里純人君) 次に、日程第18、議案第55 号及び日程第19、予算議案第4号を一括して議題と します。

市長に提案理由の説明を求めます。

[市長中屋謙治君登壇]

〇市長(中屋謙治君) 本日、新たに提案いたしました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第55号いちき串木野市市長、副市長及び教育 長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定 についてであります。

本年6月に本市職員が引き起した不祥事に関し、 管理監督の最終責任を負う立場にある者として深く 反省し、給料月額の減額措置を行うため、改正しよ うとするものであります。

改正内容は、令和6年11月分の給料について、市 長20%、副市長10%をそれぞれ減額しようとするも のであります。

次に、予算議案第4号令和6年度いちき串木野市 一般会計補正予算(第5号)について、説明を申し 上げます。

今回の補正予算は、8月29日に本市付近を通過した台風10号に係る災害復旧費の追加が主なるもので、歳入歳出予算の総額にそれぞれ7,947万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を185億1,086万5,000円とするほか、地方債の補正であります。

補正の内容は、歳出において、2款総務費で特別 職の給料減額、11款災害復旧費で農業施設、道路河 川、学校施設等に係る災害復旧費の追加及び計上で あります。

これに伴う歳入は、19款繰越金で前年度繰越金の 追加、21款市債は農業施設災害復旧債などの追加及 び計上であります。

第2条地方債の補正は、教育施設災害復旧債等の 追加及び農林水産業施設災害復旧債等の限度額を変 更するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議の上、 議決してくださいますようお願い申し上げます。

○議長(中里純人君) これより質疑に入ります。 まず、議案第55号いちき串木野市市長、副市長及 び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例 の制定について、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(中里純人君) 質疑なしと認めます。

次に、予算議案第4号令和6年度いちき串木野市 一般会計補正予算(第5号)について、質疑はあり ませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中里純人君) 質疑なしと認め、これで質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっている議案第55号及び予算議 案第4号については、会議規則第37条第3項の規定 により、委員会への付託を省略したいと思います。 これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(中里純人君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号及び予算議案第4号については、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論・採決に入ります。

まず、議案第55号いちき串木野市市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中里純人君) 討論なしと認め、採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議あり

ませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(中里純人君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。 次に、予算議案第4号令和6年度いちき串木野市 一般会計補正予算(第5号)について、討論はあり ませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中里純人君) 討論なしと認め、採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中里純人君) 異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第20 議案第56号

○議長(中里純人君) 次に、日程第20、議案第56 号いちき串木野市教育委員会委員の任命についてを 議題とします。

市長に提案理由の説明を求めます。

[市長中屋謙治君登壇]

〇市長(中屋謙治君) 議案第56号いちき串木野市 教育委員会委員の任命について、提案理由の説明を 申し上げます。

本市教育委員会委員に若松友子氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

若松友子氏の履歴概要は別紙のとおりでありまして、人格、識見ともに優れ適任と認め、任命しようとするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議の上、 議決してくださいますようお願い申し上げます。

○議長(中里純人君) これから質疑に入ります。 議案第56号いちき串木野市教育委員会委員の任命 について、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中里純人君) 質疑なしと認め、これで質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっている議案第56号については、 会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付 託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(中里純人君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号については、委員会への 付託を省略することに決定しました。

これから討論・採決に入ります。

議案第56号いちき串木野市教育委員会委員の任命 について、討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中里純人君) 討論なしと認め、採決します。

本案の採決は無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

「議場閉鎖〕

○議長(中里純人君) ただいまの出席議員は14人 です。

投票用紙を配付させます。

[投票用紙配付]

○議長(中里純人君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中里純人君) 配付漏れなしと認めます。 投票箱を改めさせます。

[投票箱確認]

〇議長(中里純人君) 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。

本案に賛成の議員は「賛成」と、反対の議員は「反対」と記載してください。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第73条第2項の規定により、否とみなします。

記載所を設けてありますので、点呼に応じて投票 用紙に記載し、順次投票願います。

点呼を命じます。

[局長補佐氏名を点呼・各議員投票]

1番 田畑和彦議員

2番 西田憲智議員

3番 高木章次議員

4番 江口祥子議員

5番 吉留良三議員

6番 松崎幹夫議員

7番 田中和矢議員

9番 大六野 一 美 議員

10番 濵田 尚議員

11番 東 育代議員

12番 竹之内 勉 議員

13番 下迫田 良 信 議員

14番 原口政敏議員

15番 福田清宏議員

〇議長(中里純人君) 投票漏れはありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(中里純人君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

〇議長(中里純人君) 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に原口政敏議員、福田清宏議員を指名します。

両議員の立会いを願います。

「開票・点検〕

〇議長(中里純人君) 投票の結果を報告します。 投票総数14票。

これは、先ほどの出席議員数に符合しています。 そのうち、賛成 14票

反対 0票です。

以上のとおり賛成多数であります。

したがって、本案は同意することに決定しました。

△日程第21 閉会中の継続審査について

○議長(中里純人君) 次に、日程第21、閉会中の 継続審査についてを議題とします。

お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続 審査の申出があります。

お諮りします。

申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに 御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中里純人君) 異議なしと認めます。

したがって、申出のとおり、閉会中の継続審査に 付することに決定しました。

△日程第22 閉会中の継続調査について

○議長(中里純人君) 次に、日程第22、閉会中の 継続調査についてを議題とします。

お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続 調査の申出があります。

お諮りします。

申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに 御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(中里純人君) 異議なしと認めます。

したがって、申出のとおり、閉会中の継続調査に 付することに決定しました。

△日程第23 議員派遣について

○議長(中里純人君) 次に、日程第23、議員派遣 についてを議題とします。

お諮りします。

お手元に配付したとおり、議員派遣することに御 異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(中里純人君) 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣することに決定しました。 以上で本日の日程は全て終了しました。

△市長挨拶

〇議長(中里純人君) この際、市長から発言の申 出がありますので、これを許可します。

「市長中屋謙治君登壇」

9月議会の閉会に当たり、 〇市長(中屋謙治君) 御挨拶を申し上げます。

先月2日に開会されました令和6年第3回市議会 定例会が本日をもって最終日を迎えることとなりま した。今議会に提案いたしました議案につきまして、 令和5年度決算議案を含む全ての議案について慎重 に審議の上、議決していただき、誠にありがとうご ざいました。

本会議並びに委員会において賜りました御意見等 につきましては、今後の市政執行の中で十分配慮し て対処してまいる所存であります。

さて、国においては10月1日、石破内閣が発足を いたしました。石破茂首相は10年前の初代地方創生 担当大臣であり、今回の首相就任に当たっても、そ の経験を踏まえ、地方創生に強い決意を持って取り 組んでいくと述べておられます。

今後10年間で集中的に対策を展開し、若者、特に 女性に選ばれる地方を実現して、地方からの人口流 出や婚姻率低下による少子化を食い止める、このよ うにされております。

また、今般の新内閣においては、地元選出の小里 泰弘衆議院議員が農林水産大臣に就任をされました。 このことは本市をはじめとする鹿児島3区の市民の みならず、農業と観光を基幹産業とする鹿児島県に とっても大きな喜びであり、地元代議士の大臣就任 を心からお喜び申し上げます。

小里大臣はこれまでも農林水産副大臣のほか、岸 田政権下では、農山漁村地域活性化担当首相補佐官 として、全国各地を飛び回ってこられた豊かな経験 をお持ちでございます。

本市は農林業だけでなく、遠洋マグロ漁業をはじ め、豊かな漁場を活かした沿岸漁業、水産加工業な ど盛んで、海と共に栄え、海から発展してきた歴史 があります。今般の農林水産大臣就任はこの上ない 喜びであり、大いに期待するところであります。

全国的な人口減少・少子高齢化の流れの中で都市 間格差が拡大し、地方においては急激な過疎化が進 行しております。地方創生への再チャレンジ、農林 水産業を起点とした地域活性化に大いに期待すると ともに、本市が最重要課題として位置づけておりま す人口減少・少子化対策についても、国、県、市の 緊密な連携の下に、最大限の努力を傾注してまいる 所存であります。

議員各位の大所高所からの一層の御指導、御鞭撻 と市民の皆様の御理解・御協力をよろしくお願い申 し上げ、挨拶といたします。

> △閉 会

○議長(中里純人君) これで、令和6年第3回い ちき串木野市議会定例会を閉会します。

閉会 午前11時34分

地方財政の充実・強化に関する意見書

いま、地方公共団体には、急激な少子・高齢化にともなう社会保障制度の整備、子育で施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、感染症対策、DX化、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたり新たな役割が求められています。加えて、急激に進められている自治体システムの標準化や多発化する大規模災害への対応も迫られる中、地域公共サービスを担う人員は圧倒的に不足しており、職場における疲弊感は日々深刻化しています。

政府はこれまで「骨太方針2021」に基づき、2021年度の地方一般財源水準を2024年度まで確保することとしてきました。しかし、増大する行政需要また不足する人員体制に鑑みれば、今後はより積極的な財源確保が求められます。

このため、2025年度政府予算また地方財政の検討にあたっては、現行の地方一般財源水準の確保から一歩 踏みだし、日本全体として求められている賃上げ基調に相応する人件費の確保まで含めた地方財政を実現す るよう、下記事項につき、地方自治法第99条に基づき国に対して意見書を提出いたします。

記

- 1. 社会保障の充実、地域活性化、DX化、脱炭素化、物価高騰対策、防災・減災、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視しつつ、現行の水準にとどまらない、より積極的な地方財源の確保・充実をはかること。
- 2. とりわけ、子育て対策、地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、より高まりつつある社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、引き続き、地方単独事業分も含めた、十分な社会保障経費の拡充をはかること。とくに、これらの分野を支える人材確保にむけた自治体の取り組みを十分に支える財政措置を講じること。
- 3. 地方交付税の法定率を引き上げるなどし、臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に 取り組むこと。また、地域間の財源偏在性の是正にむけては、所得税や偏在性がより小さい消費税を対象 に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。
- 4. 政府が減税政策を行う場合、地方財政に影響が出ないよう、その財源は必ず保障すること。その際は、「国と地方の協議の場」を活用するなどし、特段の配慮を行うこと。
- 5. 「地方創生推進費」として確保されている1兆円については、現行の財政需要において不可欠な規模となっていることから、恒久的財源としてより明確に位置付けること。また、その一部において導入されている行革努力や取組の成果に応じた算定方法は、標準的な行政水準を保障するという地方交付税制度の趣旨に反することから、今後採用しないこと。
- 6. 会計年度任用職員においては2024年度から勤勉手当の支給が可能となったものの、今後も当該職員の処 遇改善や雇用確保が求められることから、引き続き、その財政需要を十分に満たすこと。

- 7. 特別交付税の配分にあたり、諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体に対して、その取り扱いを理由とした特別交付税の減額措置を行わないこと。とりわけ地域手当については、全国で同様の職務を担っているにもかかわらず、支給割合に0~20%もの大きな格差が生じていること、近隣自治体間における支給割合の差により人材確保上の困難が生じていることから、自治体の自己決定権を尊重し、特別交付税の減額措置を廃止すること。
- 8. 自治体業務システムの標準化・共通化にむけては、その移行に係る経費と、移行の影響を受けるシステムの改修経費まで含め、デジタル基盤改革支援補助金を拡充するなど、引き続き必要な財源を保障すること。また、戸籍等への記載事項における「氏名の振り仮名」の追加など、DX化にともない地方においてシステム改修や事務負担の増大が想定される際は、十分な財政支援を行うこと。
- 9. 地域の活性化にむけて、その存在意義が改めて重視されている地域公共交通について、公共交通専任担当者の確保を支援するとともに、こども・子育て政策と同様、普通交付税の個別算定項目に位置付け、一層の施策充実をはかること。
- 10. 人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかること。

閉会中の継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について、次により閉会中もなお継続審査すべきものと決定したので、会議規 則第111条の規定により申し出ます。

記

1、件 名 請願第2号 教育環境改善のため、2025(令和7)年度政府予算に係る意見書採択の請願 2、理 由 さらに十分審査のため

令和6年10月3日

産業教育委員会 委員長 田 畑 和 彦

いちき串木野市議会

議長 中 里 純 人 様

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規 則第111条の規定により申し出ます。

記

事 件

- 1. 人口減少対策について
 - 2. 防災対策(原発を含む)について
 - 3. 行財政改革について
 - 4. 生活環境について
 - 5. 住民福祉について
 - 6. 健康増進について

令和6年10月3日

総務厚生委員会 委員長 吉 留 良 三

いちき串木野市議会

議長中里純人様

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規 則第111条の規定により申し出ます。

記

事 件

- 1. 農林水産業の振興について
- 2. 商工・交通運輸について
- 3. 食のまちづくり・観光振興について
- 4. 社会基盤の整備について
- 5. 教育問題について
- 6. スポーツ・文化の振興について
- 7. 新エネルギー施策の推進について
- 8. 企業誘致について

令和6年10月3日

産業教育委員会 委員長 田 畑 和 彦

いちき串木野市議会 議長 中 里 純 人 様

議員派遣について

地方自治法第100条第13項及び会議規則第167条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

記

1. 議員研修会

- (1)派遣目的 議員の政策形成等の能力向上に資するため
- (2)派遣場所 市内(いちき串木野市役所串木野庁舎)
- (3) 派遣期間 令和6年11月14日
- (4)派遣議員 全議員

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

いちき串木野市議会議長

いちき串木野市議会議員

いちき串木野市議会議員